

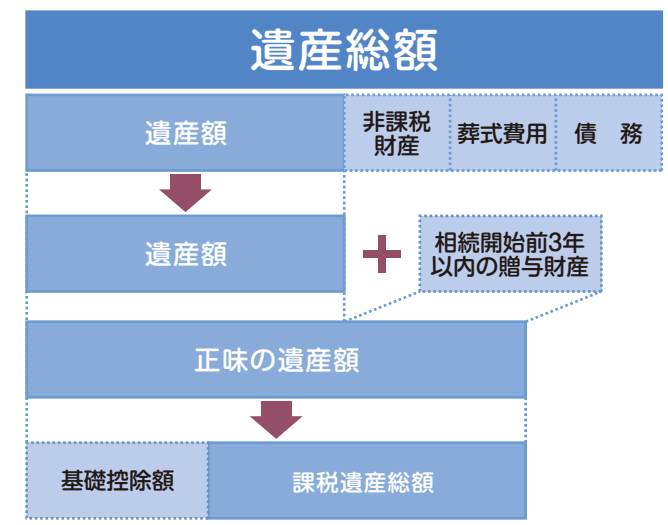
# Lesson 1 相続の基礎

次のテストにチャレンジ○それとも×?

- ①死亡する前に相続することはできない
- ②お墓にも土地があるから相続財産になる
- ③お葬式代は本人の銀行口座から引き落とせばよい



## 課税遺産総額の計算



- 遺産総額には「相続時精算課税」の適用を受けた財産を含みます
- 宅地などの評価方法は一定のルールがあります
- 基礎控除額(5頁参照)を超えない場合は相続税が不要です



答 ①○ ②× ③×

## 人が亡くなったときに「相続」発生

相続とは、人が死亡したときに配偶者や子どもなど一定の関係にある人に財産を受け継ぐことをいいます。従って、死亡する前(生きている間)に相続を行うことはできません。また「相続放棄」も相続開始前(死亡前)にはできません。

## 相続財産とは

相続税がかかる財産は、被相続人から受け継いだもので、『金銭に見積ることができる経済的価値のあるすべてのもの』になります。土地、家屋、立木、事業用財産、有価証券、家庭用財産、貴金属、宝石、骨董品、預貯金、現金などです。一方で、生命保険金の非課税枠、墓地・仏壇・仏具など非課税財産になるものもあります。

## 口座名義人の死亡により口座は凍結

金融機関は口座名義人が死亡した事実を知ると預金口座を凍結します。預貯金は、本人が亡くなった時点から相続財産となるからです。従って、預金の出し入れはもちろん、電話代や電気代など口座振替も全てストップします。凍結解除のためには、相続人全員による手続きが必要となります。

# どのように残しますか？ いつかは必ず起こる 『相続』の基礎知識

「我が家には相続するほどの財産がない」と言う人が多いようですが、「相続」は誰にでも起こります。『相続税を払うこと』と『相続』は別のコト。今年、相続税制が大きく改正されました。ぜひチェックしておきましょう!

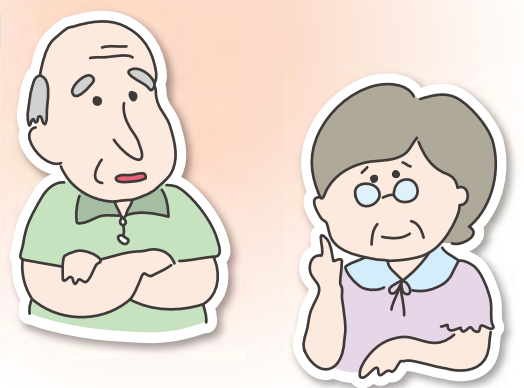
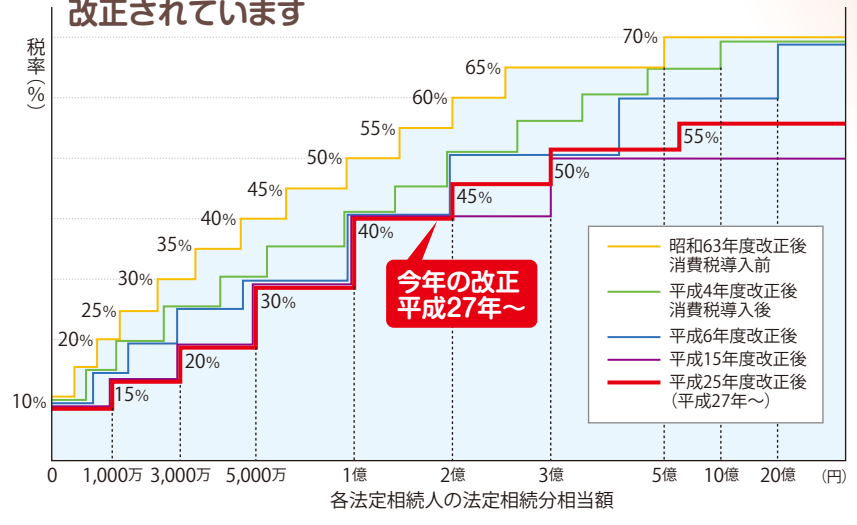
※本原稿は2015年4月時点のものであり、以後の制度改正にご留意ください  
※本原稿はポイントのみをまとめています  
相続は個別に精査が必要ですので、詳しくは必ず専門家に確認してください

シニアのためのマネーレッスン

今回は税率が上がりましたが、昔は70%など非常に高いときもありました

我が家は今住んでいる家ぐらいしか財産はないんだけどね...

## 相続税率は社会状況に応じて改正されています



だからこそ難しいのよ。どうやって子供たちに分けられるかしら...?